

ご注意ください！ 雪災事故！

本格的な降雪シーズンに突入し、落雪等の事故による被害が増えてきています。火災保険で対象となる「雪災」事故の特徴と、支払対象外となる「凍害・すが漏れ」についてまとめましたのでご確認ください。

「雪災」事故とは？その特徴について

- ・「雪災」とは、豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
⇒事故事例)雪の重みや落下した雪氷の衝突による屋根、カーポート、外壁等の破損等
⇒必要書類) 保険金請求書、修理見積書(一式計上ではないもの)、写真(損害物の全体及び損害箇所が把握できるもの)
- ・雪、融雪水その他これらに類するものの吹込み、浸み込みまた漏入によって生じた損害については、**建物または屋外設備装置の外側の部分が雪災の事故によって破損することにともない**、その破損部分から「建物または屋外設備、装置の内部に吹込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害」にかぎり対象となります。



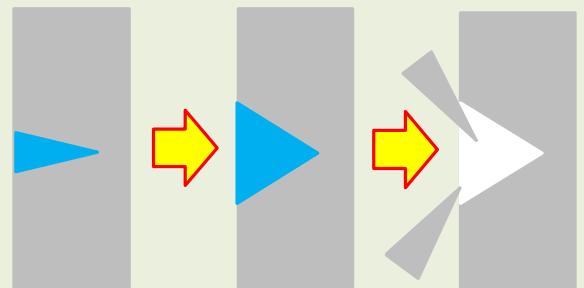
※(留意点)屋根や外壁などが雪災害により破損し当該箇所から漏水した場合は支払対象となりますが、「すが漏れ」等による漏水被害、「凍害」による被害はお支払いの対象外となります



上記のとおり、火災保険では「凍害」や「すが漏れ」はお支払い対象外です。
発生のメカニズムを知り、対象外となることについて理解を深めましょう！

「凍害」について

- ・凍害は気温変化や経年劣化に起因する損害であり、**「雪災」にも「不測かつ突発的な事故(破汚損)」にも該当しないため、火災保険のお支払い対象外**となります。
- ・凍害とは、部材の微細な亀裂に水分が浸透し、その水分が凍結して膨張する事でひび割れが拡大、塗装面の剥離が生じる現象です。



水分浸透

凍結膨張

剥落

「すが漏れ」について

- ・「すが漏れ」は屋根に溜まった雪解け水が軒先等で凍結し堤防上になることで、屋根上に雪解け水が溜まり、屋根材の隙間から室内に入ったり、軒先などを腐食させる現象であり、**「雪災」にも「不測かつ突発的な事故(破汚損)」にも該当しないため、火災保険のお支払い対象外**となります。

□すがもれのメカニズム

屋根裏の暖かい空気によって溶けた水が、軒先で凍ることにより、氷堤となり、融けた水をせき止め、せき止められた水が建物内部に侵入



～すがもれの代表的な防止策～

- ① 屋根と室内の温度差を解消することを目的に、厚い断熱材を採用、省エネ効果も期待できる。
- ② つららを発生させないために、屋根の先端部分を暖める雪庇防止のヒーターを設置する。
- ③ 10年程度を目処に屋根防水のやり直しをする。